府令

○内閣府令第三十五号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　［略］ ［項を削る。］	**附　則** （施行期日） 1　［同上］ （東日本大震災に伴う貸付けに関する特例） 2　個人顧客が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住所又は居所を有する者（次項及び附則第四項において「震災特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二十三第一項第二号の二ハ	三月	六月
第十条の二十三第一項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画 （この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)	書面	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面